海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する告示案　新旧対照条文

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数（平成十八年十二月環境省告示第百四十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

## 改正案

| 汚染分類 | 物質 | 係数 |
|---|---|---|
| 一 | | |
| X類 | | |
| | (1) アクリル酸デシル | 一〇、〇〇〇 |
| | (2) アジピン酸ジノルマルヘキシル | 一〇、〇〇〇 |
| | (3) アジピン酸ジメチル | 一、〇〇〇 |
| | (4) アセトクロール | 一、〇〇〇 |
| | (5) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (6) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (7) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (8) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (9) アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (10) イソホロンジイソシアナート | 一〇 |
| | (11) ウンデシルアルコール | 一、〇〇〇 |
| | (12) 一―ウンデセン | 一、〇〇〇 |
| | (13) エトキシ化タローアミン（濃度が九十五重量パーセントを超えるものに限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (14) エトキシ化プロポキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十二から十六までのもの及びその混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (15) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。） | 二五、〇〇〇 |
| | (16) 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であっ | 一〇〇、〇〇〇 |

## 現行

| 汚染分類 | 物質 | 係数 |
|---|---|---|
| 一 | | |
| X類 | | |
| | (1) アクリル酸デシル | 一〇、〇〇〇 |
| | (2) アジピン酸ジノルマルヘキシル | 一〇、〇〇〇 |
| | (3) アジピン酸ジメチル | 一、〇〇〇 |
| | (4) アセトクロール | 一、〇〇〇 |
| | (5) アラクロール（濃度が九十重量パーセント以上のものに限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (6) アルカン（炭素数が六から九までのもの（ヘキサンを除く。）及び炭素数が六から九までのものの混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (7) アルキルジメチルアミン（アルキル基の炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (8) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が四から八までのもの及びその混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (9) アルケン酸アミド（アルケニル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。） | 一、〇〇〇 |
| | (10) イソホロンジイソシアナート | 一、〇〇〇 |
| | (11) ウンデシルアルコール | 一、〇〇〇 |
| | (12) 一―ウンデセン | 一、〇〇〇 |
| | (13) 塩化パラフィン（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。） | 二五、〇〇〇 |
| | (14) 塩化パラフィン（炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であっ | 一〇〇、〇〇〇 |

て、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）

(15) オレイルアミン

(16) オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）

(17) アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）

(18) 掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）

(19) クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）

(20) 航空用アルキラート（炭素数が八のパラフィンであって沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）

(21) コールタール

(22) コールタールピッチ

(23) 一・五・九―シクロドデカトリエン

(24) シクロヘプタン

(25) 次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）

(26) ジイソプロピルベンゼン

(27) ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物

(28) 一・三―ジクロロプロペン

(29) ジクロロベンゼン

(30) 二・六―ジ―ターシャリブチルフェノール

(31) ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）

(32) 自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）

(33) ジニトロトルエン

(34) ジフェニル

(35) ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物

(36) ジフェニルエーテル

て、塩素の含有量が五十重量パーセント以上かつ炭素数が十三以下のものの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）

(15) オレイルアミン

(16) オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）

(17) アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）

(18) 掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）

(19) クレオソート（コールタールから得られたものに限る。）

(20) 航空用アルキラート（炭素数が八のパラフィンであって沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。）

(21) コールタール

(22) コールタールピッチ

(23) 一・五・九―シクロドデカトリエン

(24) シクロヘプタン

(25) 次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセントを超えるものに限る。）

(26) ジイソプロピルベンゼン

(27) ジクロロプロパン及びジクロロプロペンの混合物

(28) 一・三―ジクロロプロペン

(29) ジクロロベンゼン

(30) 二・六―ジ―ターシャリブチルフェノール

(31) ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から十八までのもの及びアルキル基の炭素数が七から三十五までのものの混合物（アルキル基の炭素数が七から十八までのものを含むものに限る。）に限る。）

(32) 自動車燃料用アンチノック剤（アルキル鉛を含むものに限る。）

(33) ジニトロトルエン

(34) ジフェニル

(35) ジフェニル及びジフェニルエーテルの混合物

(36) ジフェニルエーテル

| | | |
|---|---|---|
| (39) | ジフェニルエーテル及びビフェニル | 一、〇〇〇 |
| (40) | フェニルエーテルの混合物 | |
| (41) | N・N―ジメチルドデシルアミン | 一、〇〇〇 |
| (42) | ターシャリドデカンチオール | 一、〇〇〇 |
| (43) | 多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。） | 二五、〇〇〇 |
| (44) | テトラメチルベンゼン | 一、〇〇〇 |
| (45) | テレピン油 | 一、〇〇〇 |
| (46) | デカン酸（ネオデカン酸を除く。） | 一、〇〇〇 |
| (47) | デシルオキシテトラヒドロチオフェン―一・一―ジオキシド | 一、〇〇〇 |
| (48) | デセン | 一、〇〇〇 |
| (49) | トリエチルベンゼン | 一、〇〇〇 |
| (50) | 一・二・三―トリクロロベンゼン | 一、〇〇〇 |
| (51) | 一・二・四―トリクロロベンゼン | 二五、〇〇〇 |
| (52) | トリメチルベンゼン | 一、〇〇〇 |
| (53) | ドデシルヒドロキシプロピルスルフォキシド | 一、〇〇〇 |
| (54) | ドデシルフェノール | 一、〇〇〇 |
| (55) | ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液 | 一、〇〇〇 |
| (56) | ドデセン | 一、〇〇〇 |
| (57) | ナフタレン | 一、〇〇〇 |
| (58) | ノニルフェノール | 一、〇〇〇 |
| (59) | 白燐（黄燐を含む。） | 一、〇〇〇 |
| (60) | パイン油 | 一、〇〇〇 |
| (61) | ビスフェノールＡエピクロロヒドリン樹脂 | 一、〇〇〇 |
| (62) | ビスフェノールＡのジグリシジルエーテル | 一、〇〇〇 |
| (63) | アルファピネン | 一、〇〇〇 |
| (64) | ベータピネン | 一、〇〇〇 |
| (イ) | フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。）に限る。） | 二五、〇〇〇 |

| | | |
|---|---|---|
| (37) | ジフェニルエーテル及びビフェニル | 一、〇〇〇 |
| (38) | フェニルエーテルの混合物 | |
| (39) | N・N―ジメチルドデシルアミン | 一、〇〇〇 |
| (40) | ターシャリドデカンチオール | 一、〇〇〇 |
| (41) | ターシャリメチルペンチルエーテル | 一、〇〇〇 |
| (42) | 多環式芳香族化合物（環の数が二以上のもの及びその混合物に限る。） | 二五、〇〇〇 |
| (43) | テトラメチルベンゼン | 一、〇〇〇 |
| (44) | テレピン油 | 一、〇〇〇 |
| (45) | デカン酸（ネオデカン酸を除く。） | 一、〇〇〇 |
| (46) | デシルオキシテトラヒドロチオフェン―一・一―ジオキシド | 一、〇〇〇 |
| (47) | デセン | 一、〇〇〇 |
| (48) | トリエチルベンゼン | 一、〇〇〇 |
| (49) | 一・二・三―トリクロロベンゼン | 一、〇〇〇 |
| (50) | 一・二・四―トリクロロベンゼン | 二五、〇〇〇 |
| (51) | トリメチルベンゼン | 一、〇〇〇 |
| (52) | ドデシルヒドロキシプロピルスルフォキシド | 一、〇〇〇 |
| (53) | ドデシルフェノール | 一、〇〇〇 |
| (54) | ドデシルフェノキシベンゼンジスルホン酸塩溶液 | 一、〇〇〇 |
| (55) | ドデセン | 一、〇〇〇 |
| (56) | ナフタレン | 一、〇〇〇 |
| (57) | ノニルフェノール | 一、〇〇〇 |
| (58) | 白燐（黄燐を含む。） | 一、〇〇〇 |
| (59) | パイン油 | 一、〇〇〇 |
| (60) | ビスフェノールＡエピクロロヒドリン樹脂 | 一、〇〇〇 |
| (61) | ビスフェノールＡのジグリシジルエーテル | 一、〇〇〇 |
| (62) | アルファピネン | 一、〇〇〇 |
| (63) | ベータピネン | 一、〇〇〇 |
| (イ) | フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジイソオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物を除く。）に限る。） | 二五、〇〇〇 |

| 二Y類物質 | | |

| | | |
|---|---|---|
| (6) | アクリル酸二―ヒドロキシエチル | 一〇〇 |
| (7) | アクリル酸ブチル | 一〇〇 |
| (8) | アクリル酸メチル | 二五 |
| (9) | アクリロニトリル | 二五 |
| (10) | アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。） | 一 |
| (11) | アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）<br>(イ) アシッドオイル（植物油又はパーム油の精製の際に生ずるものに限る。） | 一 |
| | (ロ) アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。） | 一〇 |
| (12) | アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。） | 一 |
| (13) | 亜硝酸ナトリウム溶液 | 一〇 |
| (14) | アジピン酸オクチルデシル | 一 |
| (15) | アジピン酸ジイソノニル | 一 |
| (16) | アジピン酸ジ―二―エチルヘキシル | 一〇 |
| (17) | アジピン酸ジトリデシル | 一 |
| (18) | アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (19) | アセトフェノン及び一―フェニルエタノールの混合物（アセトフェノンの濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (20) | アセトンシアノヒドリン | 一〇〇 |
| (21) | アニリン | 二五 |
| (22) | 亜麻仁油 | 一 |
| (23) | 二―アミノイソプロピルアルコール | 一 |
| (24) | アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (25) | 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (26) | アリルアルコール | 一〇 |
| (27) | 亜燐酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (28) | 長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (29) | アルキルアミン燐酸エステル（アル | 一〇 |


| | | |
|---|---|---|
| (6) | アクリル酸二―ヒドロキシエチル | 一〇〇 |
| (7) | アクリル酸ブチル | 一〇〇 |
| (8) | アクリル酸メチル | 二五 |
| (9) | アクリロニトリル | 二五 |
| (10) | アクリロニトリル及びスチレンの共重合物（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。） | 一 |
| (11) | アシッドオイル（植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。）<br>(イ) アシッドオイル（植物油又はパーム油の精製の際に生ずるものに限る。） | 一 |
| | (ロ) アシッドオイル（パーム核油の精製の際に生ずるものに限る。） | 一〇 |
| (12) | アシッドオイル（大豆油、とうもろこし油及びひまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。） | 一 |
| (13) | 亜硝酸ナトリウム溶液 | 一〇 |
| (14) | アジピン酸オクチルデシル | 一 |
| (15) | アジピン酸ジイソノニル | 一 |
| (16) | アジピン酸ジ―二―エチルヘキシル | 一〇 |
| (17) | アジピン酸ジトリデシル | 一 |
| (18) | アセトニトリル（濃度が八十重量パーセント以上八十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (19) | アセトンシアノヒドリン | 一〇〇 |
| (20) | アニリン | 二五 |
| (21) | 亜麻仁油 | 一 |
| (22) | 二―アミノイソプロピルアルコール | 一 |
| (23) | アリールポリオレフィン（ポリオレフィン基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (24) | 亜硫酸ナトリウム溶液（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (25) | アリルアルコール | 一〇 |
| (26) | 亜燐酸アルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (27) | 長鎖アルカン酸銅塩（炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (28) | アルキルアミン燐酸エステル（アル | 一〇 |

キル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物に限る。）

(30) アルキルアリールジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が七から十六までのもの及びその混合物に限る。）

(31) 長鎖アルキルアリールスルホン酸（アルキル基の炭素数が十六から六十までのもの及びその混合物に限る。）

(32) 長鎖アルキルアリールスルホン酸バリウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）

(33) 長鎖アルキルアリールスルホン酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。）

(34) 長鎖アルキルアリールポリエーテル（アルキル基の炭素数が九から二十までのもの及びその混合物に限る。）

(35) アルキルエステル及びオレフィンの共重合体（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）

(36) アルキルエステル共重合体（アルキル基の炭素数が四から二十までのもの及びその混合物に限る。）

(37) アルキル化ヒンダードフェノール（アルキル基の炭素数が四から九までのもの及びその混合物に限る。）

(38) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）

(39) 長鎖アルキルサリチル酸マグネシウム（アルキル基の炭素数が十一以上のもの及びその混合物に限る。）

(40) 長鎖アルキルジチオカルバミドのモリブデンポリスルフィド錯体

(41) アルキルジチオチアジアゾール（アルキル基の炭素数が六から二十四までのもの及びその混合物に限る。）

(42) アルキルジチオ燐酸亜鉛（アルキル基の炭素数が三から十四までのもの及びその混合物に限る。）

(43) アルキルジフェニルアミン

(44) アルキルスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルキル基の炭素数が十四から十七までのもの及びその混合物であって、濃度が六十重量パーセント以上六十

| | | |

五重量パーセント以下のものに限る。

(45) アルキルトルエン（アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。）

一

(46) アルキルトルエンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）

一〇

(47) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）

一

(48) アルキルトルエンスルホン酸カルシウム塩（アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。）とほう酸カルシウムとの複塩

一

(49) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液

一〇

(50) 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物

一

(51) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）

一

(52) アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであって、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）

一〇

(53) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）

一〇〇

(イ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物に限る。）

一

(ロ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）

一

(54) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）

一〇

五重量パーセント以下のものに限る。）

(44) アルキルフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。）の芳香族系の物質を溶媒とする溶液

一〇

(45) 長鎖アルキルフェノール塩及び硫化フェノールの混合物

一

(46) 長鎖アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が五から四十までのもの及びその混合物に限る。）

一

(47) アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであって、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）

一〇

(48) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物並びにアルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）

一〇〇

(イ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三又は四のもの及びその混合物に限る。）

一

(ロ) アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が九以上のもの（ドデシルベンゼンを除く。）及びアルキル基の炭素数が九以上のものの混合物に限る。）

一

(49) アルキルベンゼンスルホン酸（アルキル基の炭素数が十一から十七までのもの及びその混合物に限る。）

一〇

(55) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム塩溶液

(56) アルキルベンゼンの混合物（トルエンを五十重量パーセント以上含むものに限る。）

(57) アルキルベンゼンの蒸留残留物

(58) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のもの、五十重量パーセントのもの又は六十重量パーセントのものに限る。）であって、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(イ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのものの濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）であって、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(ロ) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びアルキル基の炭素数が十二から十四までのものの混合物（アルキル基の炭素数が八から十までのもの濃度が五十重量パーセント以上のものに限る。）であって、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(59) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物であって、濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。）

(60) アルキルポリグルコシド溶液（アルキル基の炭素数が十二から十四までのもの及びその混合物であって、濃度が五十五重量パーセント以下のものに限る。）

(61) アルケン酸カルボキシアミド亜鉛

(62) アルケン酸ポリヒドロキシアルキルエステルのほう酸塩

| | | |

| | | |
|---|---|---|
| (63) | アンモニア水（濃度が二十八重量パ | 一〇 |
| (64) | ーセント以下のものに限る。） | |
| (65) | イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。） | |
| (66) | イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物 | |
| (67) | イソプレン | |
| (68) | イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (69) | イソプロピルエーテル | |
| (70) | イソプロピルシクロヘキサン | |
| (71) | イソホロン | |
| (72) | イソホロンジアミン | |
| (73) | イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―ヒドロキシペンチル | |
| (74) | イリッペ油 | |
| (75) | ウンデカン酸 | 一〇 |
| (76) | エタノールアミン | |
| (77) | エチリデンノルボルネン | |
| (78) | エチルアミン及びその溶液（濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (79) | エチルシクロヘキサン | |
| (80) | N―エチルシクロヘキシルアミン | |
| (81) | エチルトルエン | |
| (82) | 二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）―プロパン―一・三―ジオールアルキルエステル（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (83) | 二―エチル―三―プロピルアクロレイン | |
| (84) | 二―エチルヘキシルアミン | 一〇 |
| (85) | エチルベンゼン | |
| (86) | エチルペンチルケトン | |
| (87) | N―エチルメチルアリルアミン | 二五 |
| (88) | エチレン及び酢酸ビニルの共重合体 | |
| (89) | エチレンクロロヒドリン | |
| (90) | エチレングリコール | |
| (91) | エチレングリコールジアセタート | 一〇 |
| (92) | エチレングリコールモノアセタート | |
| (93) | エチレングリコールモノアルキルエーテル | |

| | | |
|---|---|---|
| (57) | アンモニア水（濃度が二十八重量パ | 一〇 |
| (58) | ーセント以下のものに限る。） | |
| (59) | イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。） | |
| (60) | イソアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物 | |
| (61) | イソプレン | |
| (62) | イソプロピルアミン及びその溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (63) | イソプロピルエーテル | |
| (64) | イソプロピルシクロヘキサン | |
| (65) | イソホロン | |
| (66) | イソホロンジアミン | |
| (67) | イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―ヒドロキシペンチル | |
| (68) | イリッペ油 | |
| (69) | ウンデカン酸 | 一〇 |
| (70) | エタノールアミン | |
| (71) | エチリデンノルボルネン | |
| (72) | エチルアミン及びその溶液（濃度が七十二重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (73) | エチルシクロヘキサン | |
| (74) | N―エチルシクロヘキシルアミン | |
| (75) | エチルトルエン | |
| (76) | 二―エチル―二―（ヒドロキシメチル）―プロパン―一・三―ジオールアルキルエステル（アルキル基の炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (77) | 二―エチル―三―プロピルアクロレイン | |
| (78) | 二―エチルヘキシルアミン | 一〇 |
| (79) | エチルベンゼン | |
| (80) | エチルペンチルケトン | |
| (81) | N―エチルメチルアリルアミン | 二五 |
| (82) | エチレン及び酢酸ビニルの共重合体 | |
| (83) | エチレンクロロヒドリン | |
| (84) | エチレングリコール | 一〇 |
| (85) | エチレングリコールジアセタート | |
| (86) | エチレングリコールモノアセタート | 二五 |
| (87) | エチレングリコールモノアルキルエーテル | |

| | | |
|---|---|---|
| (94) | テルアセタート | 二五 |
| (95) | エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート | |
| (96) | エチレンシアノヒドリン | |
| (97) | エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液 | 一〇 |
| (98) | エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。） | |
| (99) | 二―エトキシ―二・二―ジメチルエタン | |
| (100) | 三―エトキシプロピオン酸エチル | |
| (101) | エピクロロヒドリン | 二五 |
| (102) | 塩化アリル | 二五 |
| (103) | 塩化アルミニウム及び塩酸の混合物 | 一〇 |
| (104) | 塩化第二鉄溶液 | 二五 |
| (105) | 塩化ビニリデン | 二五 |
| (106) | 塩化ベンジル | 二五 |
| (107) | オクタメチルシクロテトラシロキサン | |
| (108) | オクタン酸 | |
| (109) | オクチルアルコール | |
| (110) | オクチルアルデヒド | |
| (111) | オクテン | 一〇 |
| (112) | オリーブ油 | 一〇 |
| (113) | オレイン酸 | |
| (114) | オレイン酸カリウム | |
| (115) | オレフィン（炭素数が五から七までの又は十三以上のもの及びその混合物に限る。）<br>(イ) オレフィン（炭素数が五から七までの又は十三以上のもの（ヘキセンを除く。）及びその混合物（炭素数が五から七までのものの混合物を除く。）に限る。）<br>(ロ) オレフィン（ヘキセン及び炭素数が五から七までのものの混合物に限る。） | 一〇 |
| (116) | カカオ脂 | 一〇 |
| (117) | 過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (118) | カシュウナッツシェル油（未精製の | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (88) | テルアセタート | 二五 |
| (89) | エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート | |
| (90) | エチレンシアノヒドリン | |
| (91) | エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム塩溶液 | 一〇 |
| (92) | エトキシ化長鎖アルコキシアルキルアミン（アルキル基の炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。） | |
| (93) | 二―エトキシ―二・二―ジメチルエタン | |
| (94) | 三―エトキシプロピオン酸エチル | |
| (95) | エピクロロヒドリン | 二五 |
| (96) | 塩化アリル | 二五 |
| (97) | 塩化第二鉄溶液 | 二五 |
| (98) | 塩化ビニリデン | 二五 |
| (99) | 塩化ベンジル | 二五 |
| (100) | オクタン酸<br>(イ) オクタン酸（二―エチルヘキサン酸を除く。）<br>(ロ) 二―エチルヘキサン酸 | 二五 |
| (101) | オクチルアルコール | |
| (102) | オクチルアルデヒド | |
| (103) | オクテン | 一〇 |
| (104) | オリーブ油 | 一〇 |
| (105) | オレイン酸 | |
| (106) | オレイン酸カリウム | |
| (107) | オレフィン（炭素数が五から七までの又は十三以上のもの及びその混合物に限る。）<br>(イ) オレフィン（炭素数が五から七までの及び十三以上のもの（ヘキセンを除く。）及びその混合物（炭素数が五から七までのものの混合物を除く。）に限る。）<br>(ロ) オレフィン（ヘキセン及び炭素数が五から七までのものの混合物に限る。） | 一〇 |
| (108) | カカオ脂 | 一〇 |
| (109) | 過酸化水素溶液（濃度が八重量パーセントを超え七十重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (110) | カシュウナッツシェル油（未精製の | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (119) | ものに限る。) | |
| (120) | キシレノール | 一 |
| (121) | キシレン | 一 |
| (122) | キシレン及びエチルベンゼンの混合物(エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。) | 一 |
| (123) | 吉草酸 | 一 |
| (124) | 吉草酸及び酪酸二―メチルの混合物(吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。) | 一 |
| (125) | ぎ酸 | 一 |
| (126) | ぎ酸セシウム溶液 | 一 |
| (127) | 魚油 | 一 |
| (128) | クレゾール | 一 |
| (129) | クレゾールナトリウム塩溶液 | 二 |
| (130) | クロトンアルデヒド | 五 |
| (131) | クロロ酢酸(濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。) | 一、〇〇〇 |
| (132) | クロロトルエン | 一 |
| (133) | クロロスルホン酸 | 一 |
| (134) | (イ) クロロトルエン(メタクロロトルエンを除く。) | 一 |
| (135) | (ロ) メタクロロトルエン | 一 |
| (136) | オルトクロロニトロベンゼン | 一 |
| (137) | クロロヒドリン(粗製のものに限る。) | 二五 |
| (138) | 一―(四―クロロフェニル)―四・四―ジメチルペンタン―三―オン | 一 |
| (139) | クロロベンゼン | 一 |
| (140) | クロロホルム | 一 |
| (141) | 四―クロロ―二―メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液 | 二五 |
| (142) | グリオキサール溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。) | 一 |
| (143) | グリオキシル酸溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。) | 一 |
| (144) | グリセリンモノオレイン酸 | 一 |
| (145) | グリホサート溶液(界面活性剤を含まないものに限る。) | 一 |
| (146) | グルタル酸ジメチル | 一 |
| (147) | グルタルアルデヒド溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。) | 一 |
| (148) | けい酸ナトリウム溶液 | 一 |
| | コールタールナフサソルベント | 一 |
| | こはく酸ジメチル | 二五 |
| | 米ぬか油 | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (111) | ものに限る。) | |
| (112) | キシレノール | 一 |
| (113) | キシレン | 一 |
| (114) | キシレン及びエチルベンゼンの混合物(エチルベンゼンの濃度が十重量パーセント以上のものに限る。) | 一 |
| (115) | 吉草酸 | 一 |
| (116) | 吉草酸及び酪酸二―メチルの混合物(吉草酸の濃度が六十四重量パーセントのものに限る。) | 一 |
| (117) | ぎ酸 | 一 |
| (118) | 魚油 | 一 |
| (119) | クレゾール | 一 |
| (120) | クレゾールナトリウム塩溶液 | 二 |
| (121) | クロトンアルデヒド | 五 |
| (122) | クロロ酢酸(濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。) | 一、〇〇〇 |
| (123) | クロロトルエン | 一 |
| (124) | クロロスルホン酸 | 一 |
| (125) | (イ) クロロトルエン(メタクロロトルエンを除く。) | 一 |
| (126) | (ロ) メタクロロトルエン | 一 |
| (127) | オルトクロロニトロベンゼン | 一 |
| (128) | クロロヒドリン(粗製のものに限る。) | 二五 |
| (129) | 一―(四―クロロフェニル)―四・四―ジメチルペンタン―三―オン | 一 |
| (130) | クロロベンゼン | 一 |
| (131) | クロロホルム | 一 |
| (132) | 四―クロロ―二―メチルフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩溶液 | 二五 |
| (133) | グリオキサール溶液(濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。) | 一 |
| (134) | グリオキシル酸溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。) | 一 |
| (135) | グリセリンモノオレイン酸 | 一 |
| (136) | グリホサート溶液(界面活性剤を含まないものに限る。) | 一 |
| (137) | グルタル酸ジメチル | 一 |
| (138) | グルタルアルデヒド溶液(濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。) | 一 |
| (139) | けい酸ナトリウム溶液 | 一 |
| | コールタールナフサソルベント | 一 |
| | こはく酸ジメチル | 二五 |
| | 米ぬか油 | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (149) | 混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。） | 一 |
| (150) | 酢酸二―エトキシエチル | 二五 |
| (151) | 酢酸シクロヘキシル | 一 |
| (152) | 酢酸トリデシル | 一 |
| (153) | 酢酸ノルマルオクチル | 一 |
| (154) | 酢酸ノルマルプロピル | 一 |
| (155) | 酢酸ビニル | 二五 |
| (156) | 酢酸ブチル | 一 |
| (157) | 酢酸ヘキシル | 一〇 |
| (158) | 酢酸ヘプチル | 一〇 |
| (159) | 酢酸ベンジル | 一〇 |
| (160) | 酢酸ペンチル | 一 |
| (161) | 酢酸三―メトキシブチル | 一 |
| (162) | サフラワー油 | 一〇 |
| (163) | サリチル酸メチル | 二五 |
| (164) | 酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (165) | 一・二―酸化ブチレン | 二五 |
| (166) | 酸化プロピレン | 二五 |
| (167) | シアバター | 一 |
| (168) | 四塩化炭素 | 二五 |
| (169) | シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (170) | シクロヘキサノール | 一 |
| (171) | シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物 | 一 |
| (172) | シクロヘキサン | 一〇 |
| (173) | シクロヘキシルアミン | 一 |
| (174) | 一・三―シクロペンタジエン二量体 | 一〇 |
| (175) | シクロペンタン | 一〇 |
| (176) | シクロペンテン | 一〇 |
| (177) | シクロペンテン、一・三―ペンタジエン及びそれらの異性体の混合物（一・三―ペンタジエンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。） | 二五 |
| (178) | 脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）<br>(イ) 脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）<br>(ロ) 脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。） | 一<br>一〇<br>一〇 |
| (179) | 脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。） | 一 |
| (180) | 直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエ | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (140) | 混酸（硝酸及び硫酸の混合物に限る。） | 一 |
| (141) | 酢酸二―エトキシエチル | 二五 |
| (142) | 酢酸シクロヘキシル | 一 |
| (143) | 酢酸トリデシル | 一 |
| (144) | 酢酸ノルマルオクチル | 一 |
| (145) | 酢酸ノルマルプロピル | 一 |
| (146) | 酢酸ビニル | 二五 |
| (147) | 酢酸ブチル | 一 |
| (148) | 酢酸ヘキシル | 一〇 |
| (149) | 酢酸ヘプチル | 一〇 |
| (150) | 酢酸ベンジル | 一〇 |
| (151) | 酢酸ペンチル | 一 |
| (152) | 酢酸三―メトキシブチル | 一 |
| (153) | サフラワー油 | 一〇 |
| (154) | サリチル酸メチル | 二五 |
| (155) | 酸化エチレン及び酸化プロピレンの混合物（酸化エチレンの濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (156) | 一・二―酸化ブチレン | 二五 |
| (157) | 酸化プロピレン | 二五 |
| (158) | シアバター | 一 |
| (159) | 四塩化炭素 | 二五 |
| (160) | シクロアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (161) | シクロヘキサノール | 一 |
| (162) | シクロヘキサノール及びシクロヘキサノンの混合物 | 一 |
| (163) | シクロヘキサン | 一〇 |
| (164) | シクロヘキシルアミン | 一 |
| (165) | 一・三―シクロペンタジエン二量体 | 一〇 |
| (166) | シクロペンタン | 一〇 |
| (167) | シクロペンテン | 一〇 |
| (168) | 脂肪酸（炭素数が八から十まで又は十二以上のもの及びその混合物に限る。）<br>(イ) 脂肪酸（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）<br>(ロ) 脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。） | 一<br>一〇<br>一〇 |
| (169) | 脂肪酸蒸留物（植物油の精製の際に生ずるものに限る。） | 一 |
| (170) | 直鎖脂肪酸の二―エチルヘキシルエ | 一 |

ステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）

(181) 脂肪酸メチルエステル

(182) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八以上のもの及びその混合物に限る。）

(イ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十一までのもの及びその混合物に限る。）

(ロ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十二、十三又は十九以上のもの及びその混合物に限る。）

(ハ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十四から十八までのもの及びその混合物に限る。）

(183) 脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）

(184) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであって、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(185) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(186) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）

(187) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）

(188) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）

ステル（直鎖脂肪酸の炭素数が六から十八までのもの及びその混合物に限る。）

(171) 脂肪酸メチルエステル

(172) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十八までのもの及びその混合物に限る。）

(イ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が八から十一までのもの及びその混合物に限る。）

(ロ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十二及び十三のもの及びその混合物に限る。）

(ハ) 直鎖脂肪族アルコール（炭素数が十四から十八までのもの及びその混合物に限る。）

(173) 脂肪族アルコール（炭素数が十三以上のもの及びその混合物に限る。）

(174) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであって、重合度が二・五から九までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(175) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が一から六までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）

(176) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が七から十九までのもの（セコンダリアルコールであって重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）

(177) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって、重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）

(178) 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）

| | | |
|---|---|---|
| (189) | 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。） | 一〇〇 |
| (190) | パラシメン | |
| (191) | 臭化ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント未満のものに限る。） | 一〇 |
| (192) | 硝酸 | 二五 |
| (193) | 硝酸 | |
| (194) | 硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液 | |
| (195) | 硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (196) | 次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇〇 |
| (197) | 次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇〇 |
| (198) | ジイソブチルケトン | 一 |
| (199) | ジイソブチレン | 一 |
| (200) | ジイソプロピルアミン | 一 |
| (201) | ジイソプロピルナフタレン | 一 |
| (202) | ジエタノールアミン | 二五 |
| (203) | 二・六―ジエチルアニリン | 一 |
| (204) | ジエチルアミノエタノール | 一 |
| (205) | ジエチルアミン | 一 |
| (206) | ジエチルベンゼン | 二五 |
| (207) | 一・四―ジオキサン | 二五 |
| (208) | 一・二―ジクロロエタン | 一 |
| (209) | 二・四―ジクロロフェノール | 一 |
| (210) | 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液 | 一〇 |
| (211) | 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸メチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (212) | 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩溶液 | 一〇 |
| (213) | 三・四―ジクロロ―一―ブテン | 一 |
| (214) | 一・一―ジクロロプロパン | 一 |
| (215) | 一・二―ジクロロプロパン | 一 |
| (216) | 二・二―ジクロロプロピオン酸 | 一 |
| (217) | 一・六―ジクロロヘキサン | 二五 |
| (218) | ジクロロメタン | 二五 |
| | ジシクロペンタジエン及びジシクロペンタジエン二量体の混合物（ジシクロペンタジエンの濃度が八十一重量パ | |

| | | |
|---|---|---|
| (179) | 脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって、重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。） | 一〇〇 |
| (180) | パラシメン | 一〇 |
| (181) | 硝酸 | 一〇 |
| (182) | 硝酸 | 一 |
| (183) | 硝酸及び硝酸第二鉄の混合溶液 | 一 |
| (184) | 硝酸アルキル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (185) | 次亜塩素酸カルシウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇〇 |
| (186) | 次亜塩素酸ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇〇 |
| (187) | ジイソブチルケトン | 一 |
| (188) | ジイソブチレン | 一 |
| (189) | ジイソプロピルアミン | 一 |
| (190) | ジイソプロピルナフタレン | 一 |
| (191) | ジエタノールアミン | 二五 |
| (192) | 二・六―ジエチルアニリン | 一 |
| (193) | ジエチルアミノエタノール | 一 |
| (194) | ジエチルアミン | 一 |
| (195) | ジエチルベンゼン | 二五 |
| (196) | 一・四―ジオキサン | 二五 |
| (197) | 一・二―ジクロロエタン | 一 |
| (198) | 二・四―ジクロロフェノール | 一 |
| (199) | 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸ジエタノールアミン塩溶液 | 一〇 |
| (200) | 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸メチルアミン塩溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (201) | 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸トリイソプロパノールアミン塩溶液 | 一〇 |
| (202) | 三・四―ジクロロ―一―ブテン | 一 |
| (203) | 一・一―ジクロロプロパン | 一 |
| (204) | 一・二―ジクロロプロパン | 一 |
| (205) | 二・二―ジクロロプロピオン酸 | 一 |
| (206) | 一・六―ジクロロヘキサン | 二五 |
| | ジクロロメタン | |

| | | |
|---|---|---|
| (219) | ーセント以上八十九重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (220) | ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。） | |
| (221) | ジノルマルプロピルアミン | 一 |
| (222) | ジフェニルアミン | 一 |
| (223) | ジフェニルアミン及び二・二・四―トリメチルペンテンの反応生成物 | 一 |
| (224) | ジフェニルメタンジイソシアナート | 一 |
| (225) | ジブチルアミン | 一 |
| (226) | 一・二―ジブロモエタン | 二五 |
| (227) | ジブロモメタン | 一 |
| (228) | ジプロピルチオカルバミン酸Ｓ―エチル | 一 |
| (229) | ジペンテン | 一 |
| (230) | ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (231) | ジメチルエタノールアミン | 一 |
| (232) | ジメチルオクタン酸Ｎ・Ｎ―ジメチルシクロヘキシルアミン | 一 |
| (233) | ジメチルジスルフィド | 一 |
| (234) | ジメチルホルムアミド | 一 |
| (235) | ジメチルポリシロキサン | 二五 |
| (236) | ジャトロファ油 | 一 |
| (237) | 重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (238) | 水酸化カリウム溶液 | 一 |
| (239) | 水酸化ナトリウム溶液 | 一 |
| (240) | 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液 | 一 |
| (241) | スチレン | 二五 |
| (242) | スルホラン | 一 |
| (243) | 石炭酸油 | 二五 |
| (244) | 石油スルホン酸ナトリウム | 一 |
| (245) | タロー | 一 |
| (246) | タロー脂肪酸 | 一 |
| (247) | 大豆油 | 一 |
| (248) | チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (249) | チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (207) | ジチオカルバミン酸アルキル（アルキル基の炭素数が十九から三十五までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (208) | ジノルマルプロピルアミン | |
| (209) | ジフェニルアミン | 一 |
| (210) | ジフェニルアミン及び二・二・四―トリメチルペンテンの反応生成物 | 一 |
| (211) | ジフェニルメタンジイソシアナート | 一 |
| (212) | ジブチルアミン | 一 |
| (213) | 一・二―ジブロモエタン | 二五 |
| (214) | ジブロモメタン | 一 |
| (215) | ジプロピルチオカルバミン酸Ｓ―エチル | 一 |
| (216) | ジペンテン | 一 |
| (217) | ジメチルアミン溶液（濃度が六十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (218) | ジメチルエタノールアミン | 一 |
| (219) | ジメチルオクタン酸Ｎ・Ｎ―ジメチルシクロヘキシルアミン | 一 |
| (220) | ジメチルジスルフィド | 一 |
| (221) | ジメチルホルムアミド | 一 |
| (222) | ジメチルポリシロキサン | 二五 |
| (223) | 重クロム酸ナトリウム溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (224) | 水酸化カリウム溶液 | 一 |
| (225) | 水酸化ナトリウム溶液 | 一 |
| (226) | 水酸化ナトリウム及び水素化ほう素ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液 | 一 |
| (227) | スチレン | 二五 |
| (228) | スルホラン | 一 |
| (229) | 石炭酸油 | 二五 |
| (230) | 石油スルホン酸ナトリウム | 一 |
| (231) | タロー | 一 |
| (232) | タロー脂肪酸 | 一 |
| (233) | 大豆油 | 一 |
| (234) | チオシアン酸ナトリウム溶液（濃度が五十六重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (235) | チオ硫酸カリウム（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (250) | チオ燐酸ジアルキルナトリウム塩溶液 | 一 |
| (251) | テトラクロロエタン | 二 |
| (252) | テトラクロロエチレン | 二 |
| (253) | テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物 | 一〇〇 |
| (254) | テトラデシルアルコール、デシルアルコール及びドデシルアルコールの混合物 | 一〇〇 |
| (255) | テトラヒドロナフタレン | 一〇 |
| (256) | テレフタル酸ジブチル | 一〇 |
| (257) | デカヒドロナフタレン | 一〇 |
| (258) | デシルアルコール | 一〇 |
| (259) | とうもろこし油 | 一〇 |
| (260) | 桐油 | 一 |
| (261) | トール油 | 一 |
| (262) | トール油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。） | 一 |
| (263) | トール油ピッチ | 一 |
| (264) | トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル | 一〇 |
| (265) | トリエチルアミン | 一 |
| (266) | 一・三・五―トリオキサン | 二 |
| (267) | 一・一・一―トリクロロエタン | 一 |
| (268) | 一・一・二―トリクロロエタン | 一 |
| (269) | トリクロロエチレン | 二五 |
| (270) | 一・一・二―トリクロロ―一・二・二―トリフルオロエタン | 一〇 |
| (271) | 一・二・三―トリクロロプロパン | 二五 |
| (272) | トリデカン | 一 |
| (273) | トリデカン酸 | 一〇 |
| (274) | トリメチル酢酸 | 一 |
| (275) | オルトトルイジン | 一〇〇 |
| (276) | トルエン | 二五 |
| (277) | トルエンジアミン | 二五 |
| (278) | トルエンジイソシアナート | 二五 |
| (279) | ドデカン | 一 |
| (280) | ドデシルアルコール | 一〇〇 |
| (281) | ドデシルキシレン | 一 |
| (282) | 菜種油 | 一 |
| (283) | 菜種油脂肪酸メチルエステル | 一 |
| (284) | ナトリウムメトキシド（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液に限る。） | 二五 |
| (285) | ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液 | 二五 |
| (286) | ニトロエタン | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (237) | テトラクロロエタン | 二 |
| (238) | テトラクロロエチレン | 二 |
| (239) | テトラデシルアミン及びドデシルアミンの混合物 | 一〇〇 |
| (240) | テトラヒドロナフタレン | 一〇 |
| (241) | デカヒドロナフタレン | 一〇 |
| (242) | デシルアルコール | 一〇 |
| (243) | とうもろこし油 | 一〇 |
| (244) | 桐油 | 一 |
| (245) | トール油 | 一 |
| (246) | トール油脂肪酸（樹脂酸分が二十重量パーセント未満のものに限る。） | 一 |
| (247) | トール油ピッチ | 一 |
| (248) | トリアルキル（炭素数が十のものに限る。）酢酸グリシジル | 一〇 |
| (249) | トリエチルアミン | 一 |
| (250) | 一・三・五―トリオキサン | 二 |
| (251) | 一・一・一―トリクロロエタン | 一 |
| (252) | 一・一・二―トリクロロエタン | 一 |
| (253) | トリクロロエチレン | 二五 |
| (254) | 一・一・二―トリクロロ―一・二・二―トリフルオロエタン | 一〇 |
| (255) | 一・二・三―トリクロロプロパン | 二五 |
| (256) | トリデカン | 一 |
| (257) | トリデカン酸 | 一〇 |
| (258) | トリメチル酢酸 | 一 |
| (259) | オルトトルイジン | 一〇〇 |
| (260) | トルエン | 二五 |
| (261) | トルエンジアミン | 二五 |
| (262) | トルエンジイソシアナート | 二五 |
| (263) | ドデカン | 一 |
| (264) | ドデシルアルコール | 一〇〇 |
| (265) | ドデシルキシレン | 一 |
| (266) | 菜種油 | 一 |
| (267) | 菜種油脂肪酸メチルエステル | 一 |
| (268) | ニトリロ三酢酸三ナトリウム塩溶液 | 二五 |
| (269) | ニトロエタン | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (287) | ニトロエタン及び一―ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。） | 一 |
| (288) | ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。） | |
| | (イ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。） | 二五 |
| | (ロ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が八十重量パーセントのものに限る。） | 一 |
| (289) | オルトニトロトルエン | 二五 |
| (290) | パラニトロトルエン | 二五 |
| (291) | オルトニトロフェノール | 一〇 |
| (292) | 一―ニトロプロパン | 二五 |
| (293) | 二―ニトロプロパン | 二五 |
| (294) | ニトロベンゼン | 二五 |
| (295) | 尿素及び燐酸アンモニウムの混合溶液 | 一〇 |
| (296) | 二硫化炭素 | 二五 |
| (297) | ネオデカン酸 | 一 |
| (298) | ネオデカン酸ビニル | 一〇 |
| (299) | ノナン酸 | 一 |
| (300) | ノニルアルコール | 一〇 |
| (301) | ノニルフェノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (302) | ノネン | 一 |
| (303) | ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (304) | ノルマルブチルエーテル | 一 |
| (305) | ノルマルプロパノールアミン | 一 |
| (306) | ノルマルプロピルアルコール | 一 |
| (307) | ノルマルヘキサン酸 | 二五 |
| (308) | 廃硫酸 | 二五 |
| (309) | 発煙硫酸 | 二五 |
| (310) | バレルアルデヒド | 一〇 |
| (311) | パームオレイン | 一 |
| (312) | パーム核オレイン | 一 |
| (313) | パーム核ステアリン | 一 |
| (314) | パーム核油 | 一 |
| (315) | パーム核油脂肪酸（蒸留物に限る。） | 一〇 |
| (316) | パームステアリン | 一 |
| (317) | パーム油 | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (270) | ニトロエタン及び一―ニトロプロパンの混合物（それぞれの濃度が十五重量パーセント以上のものに限る。） | 一 |
| (271) | ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセント又は八十重量パーセントのものに限る。） | |
| | (イ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が四十重量パーセントのものに限る。） | 二五 |
| | (ロ) ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物（ニトロエタンの濃度が八十重量パーセントのものに限る。） | 一 |
| (272) | オルトニトロトルエン | 二五 |
| (273) | パラニトロトルエン | 二五 |
| (274) | オルトニトロフェノール | 一〇 |
| (275) | 一―ニトロプロパン | 二五 |
| (276) | 二―ニトロプロパン | 二五 |
| (277) | ニトロベンゼン | 二五 |
| (278) | 尿素及び燐酸アンモニウムの混合溶液 | 一〇 |
| (279) | 二硫化炭素 | 二五 |
| (280) | ネオデカン酸 | 一 |
| (281) | ネオデカン酸ビニル | 一〇 |
| (282) | ノナン酸 | 一 |
| (283) | ノニルアルコール | 一〇 |
| (284) | ノニルフェノールポリエトキシラート（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (285) | ノネン | 一 |
| (286) | ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。） | 一〇 |
| (287) | ノルマルブチルエーテル | 一 |
| (288) | ノルマルプロパノールアミン | 一 |
| (289) | ノルマルプロピルアルコール | 一 |
| (290) | ノルマルヘキサン酸 | 二五 |
| (291) | 廃硫酸 | 二五 |
| (292) | 発煙硫酸 | 二五 |
| (293) | バレルアルデヒド | 一〇 |
| (294) | パームオレイン | 一 |
| (295) | パーム核オレイン | 一 |
| (296) | パーム核ステアリン | 一 |
| (297) | パーム核油 | 一 |
| (298) | パームステアリン | 一 |
| (299) | パーム油 | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (318) | パーム油脂肪酸（蒸留物に限る。） | 一 |
| (319) | パーム油脂肪酸メチルエステル | 一 |
| (320) | パーム油の分別物 | 一 |
| (321) | パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物 | 一 |
| (322) | パラフィンワックス | 一 |
| (323) | Ｎ－（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液 | 二五 |
| (324) | ひまし油 | 一 |
| (325) | ひまわり油 | 一 |
| (326) | ビス（二－クロロイソプロピル）エーテル | 一 |
| (327) | ビス（二－クロロエチル）エーテル | 二五 |
| (328) | ビスフェノールＦのジグリシジルエーテル | 〇 |
| (329) | ビニルトルエン | 二五 |
| (330) | ピリジン | 一 |
| (331) | １－フェニル－１－キシリルエタン | 〇 |
| (332) | フェノール | 一 |
| (333) | フェノールのスルホン酸アルキルエステル | 一〇 |
| (334) | フタル酸ジイソオクチル | 一 |
| (335) | フタル酸ジウンデシル | 一 |
| (336) | フタル酸ジエチル | 一 |
| (337) | フタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物 | 一 |
| (338) | フタル酸ジトリデシル | 一 |
| (339) | フタル酸ジノニル | 一 |
| (340) | フタル酸ジヘキシル | 二五 |
| (341) | フタル酸ジヘプチル | 一 |
| (342) | フタル酸ジメチル | 一 |
| (343) | フタル酸二－ヒドロキシエトキシエチル | 一 |
| (344) | ふっ化けい酸水溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (345) | 直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (346) | フルフラール | 二五 |
| (347) | フルフリルアルコール | 〇 |
| (348) | ブチルアミン | 一 |
| (349) | ブチルアルデヒド | 一 |
| (350) | ガンマブチロラクトン | 二五 |
| (351) | 分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。） | 二五 |
| (352) | プロピオニトリル | 二五 |
| (353) | ベータプロピオラクトン | 二五 |

| | | |
|---|---|---|
| (300) | パーム油脂肪酸（蒸留物に限る。） | 一 |
| (301) | パーム油脂肪酸メチルエステル | 一 |
| (302) | パーム油の分別物 | 一 |
| (303) | パラアルデヒド及びアンモニアの反応生成物 | 一 |
| (304) | パラフィンワックス | 一 |
| (305) | Ｎ－（ヒドロキシエチル）エチレンジアミン三酢酸三ナトリウム塩溶液 | 二五 |
| (306) | ひまし油 | 一 |
| (307) | ひまわり油 | 一 |
| (308) | ビス（二－クロロイソプロピル）エーテル | 一 |
| (309) | ビス（二－クロロエチル）エーテル | 二五 |
| (310) | ビスフェノールＦのジグリシジルエーテル | 二五 |
| (311) | ビニルトルエン | 二五 |
| (312) | ピリジン | 一 |
| (313) | １－フェニル－１－キシリルエタン | 〇 |
| (314) | フェノール | 一 |
| (315) | フェノールのスルホン酸アルキルエステル | 一〇 |
| (316) | フタル酸ジイソオクチル | 一 |
| (317) | フタル酸ジウンデシル | 一 |
| (318) | フタル酸ジエチル | 一 |
| (319) | フタル酸ジトリデシル | 一 |
| (320) | フタル酸ジノニル | 一 |
| (321) | フタル酸ジヘキシル | 二五 |
| (322) | フタル酸ジヘプチル | 二五 |
| (323) | フタル酸ジメチル | 一 |
| (324) | フタル酸二－ヒドロキシエトキシエチル | 一 |
| (325) | ふっ化けい酸水溶液（濃度が二十重量パーセント以上三十重量パーセント以下のものに限る。） | 一 |
| (326) | 直鎖不飽和脂肪酸（炭素数が十六以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (327) | フルフラール | 二五 |
| (328) | フルフリルアルコール | 一〇 |
| (329) | ブチルアミン | 一 |
| (330) | ブチルアルデヒド | 一 |
| (331) | ガンマブチロラクトン | 二五 |
| (332) | 分解ガソリン（ベンゼンを含むものに限る。） | 二五 |
| (333) | プロピオニトリル | 二五 |
| (334) | ベータプロピオラクトン | 二五 |

| | | |

キルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）

(384) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）

(385) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液

(386) ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。）

(387) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）

(イ) ポリエチレンポリアミン（ジエチレントリアミン及びペンタエチレンヘキサミンを除く。）

(ロ) ジエチレントリアミン

(388) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）

(389) ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）

(390) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）

(391) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(392) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール

(393) ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）

(394) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(395) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液

(396) ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(397) ポリオレフィンチオホスホン酸バリ

キルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）

(384) ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）

(385) ポリイソブチレンアミンの脂肪族炭化水素（炭素数が十から十四までのもの及びその混合物に限る。）を溶媒とする溶液

(386) ポリエーテル（分子量が千三百五十以上のもの及びその混合物に限る。）

(387) ポリエチレンポリアミン（ペンタエチレンヘキサミンを除く。）

(イ) ポリエチレンポリアミン（ジエチレントリアミン及びペンタエチレンヘキサミンを除く。）

(ロ) ジエチレントリアミン

(388) ポリエチレンポリアミン及び流動パラフィンの混合溶液（炭素数が五から二十までの流動パラフィンの濃度が五十重量パーセントを超えるものに限る。）

(389) ポリオレフィン（分子量が三百以上のもの及びその混合物に限る。）

(390) ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が十七以上のもの及びその混合物に限る。）

(391) ポリオレフィンアミドアルケンアミンほう酸塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(392) ポリオレフィンアミドアルケンアミンポリオール

(393) ポリオレフィンアミノエステル塩（分子量が二千以上のもの及びその混合物に限る。）

(394) ポリオレフィンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(395) ポリオレフィンアミンの芳香族系の物質を溶媒とする溶液

(396) ポリオレフィンエステル（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。）

(397) ポリオレフィンチオホスホン酸バリ

| | | |
|---|---|---|
| (398) | ウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (399) | ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (400) | ポリシロキサン | |
| (401) | ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド）溶液 | 一 |
| (402) | ポリブテニルこはく酸イミド | 一 |
| (403) | ポリブテン | 一 |
| (404) | ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (405) | ポリメチレンポリフェニルイソシアナート | 一 |
| (406) | ポリ硫酸第二鉄溶液 | 一 |
| (407) | マンゴー核油 | 一 |
| (408) | 無水フタル酸 | 一 |
| (409) | 無水プロピオン酸 | 一 |
| (410) | 無水ポリオレフィン | 一 |
| (411) | 無水マレイン酸 | 一 |
| (412) | メタクリル酸 | 一 |
| (413) | メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物 | 一 |
| (414) | メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物 | 一〇 |
| (415) | メタクリル酸エチル | 一 |
| (416) | メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物 | 一 |
| (417) | メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物 | 一 |
| (418) | メタクリル酸ノニル | 一 |
| (419) | メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレン―プロピレン共重合体の混合物 | 一〇 |
| (420) | メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (421) | メタクリル酸メチル | 一 |
| (422) | メタクリル樹脂の一・二―ジクロロエタン溶液 | 二五 |

| | | |
|---|---|---|
| (378) | ウム塩（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (379) | ポリオレフィンポリアミンこはく酸イミドのオキシスルフィドモリブデン錯体（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (380) | ポリシロキサン | |
| (381) | ポリブテニルこはく酸イミド | 一 |
| (382) | ポリプロピレン（重合度が五以上のもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (383) | ポリメチレンポリフェニルイソシアナート | 一 |
| (384) | ポリ硫酸第二鉄溶液 | 一 |
| (385) | マンゴー核油 | 一 |
| (386) | 無水フタル酸 | 一 |
| (387) | 無水プロピオン酸 | 一 |
| (388) | 無水ポリオレフィン | 一 |
| (389) | 無水マレイン酸 | 一 |
| (390) | メタクリル酸 | 一 |
| (391) | メタクリル酸エイコシル及びメタクリル酸セチルの混合物 | 一 |
| (392) | メタクリル酸エイコシル、メタクリル酸セチル、メタクリル酸デシル及びメタクリル酸ブチルの混合物 | 一〇 |
| (393) | メタクリル酸エチル | 一 |
| (394) | メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸オクタデシルの混合物 | 一 |
| (395) | メタクリル酸ドデシル及びメタクリル酸ペンタデシルの混合物 | 一 |
| (396) | メタクリル酸ノニル | 一 |
| (397) | メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から十八までのもの及びその混合物に限る。）及びエチレン―プロピレン共重合体の混合物 | 一〇 |
| (398) | メタクリル酸ポリアルキル（アルキル基の炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (399) | メタクリル酸メチル | 一 |
| (400) | メタクリル樹脂の一・二―ジクロロエタン溶液 | 二五 |

| | | |
|---|---|---|
| (423) | メタクリロニトリル | 一 |
| (424) | Ｎ－メチルアニリン | 一 |
| (425) | メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (426) | メチルアルコール | 二 |
| (427) | 二－メチル－六－エチルアニリン | 一 |
| (428) | 二－メチル－五－エチルピリジン | 一 |
| (429) | メチルシクロヘキサン | 一 |
| (430) | メチルシクロペンタジエン二量体 | 一 |
| (431) | メチルジエタノールアミン | 一 |
| (432) | アルファメチルスチレン | 二五 |
| (433) | 三－（メチルチオ）プロピオンアルデヒド | 二五 |
| (434) | Ｎ－メチル－二－ピロリドン | 二五 |
| (435) | メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く。） | 二五 |
| (436) | メチルブテノール | 一 |
| (437) | 綿実油 | 一 |
| (438) | モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合度が二十のものに限る。） | 一 |
| (439) | モルホリン | 一 |
| (440) | やし油 | 一 |
| (441) | やし油脂肪酸 | 一 |
| (442) | やし油脂肪酸メチルエステル | 一 |
| (443) | ラード | 一 |
| (444) | 酪酸 | 一 |
| (445) | 酪酸エチル | 一 |
| (446) | 酪酸ブチル | 一 |
| (447) | 酪酸メチル | 一 |
| (448) | ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇〇 |
| (449) | 落花生油 | 一 |
| (450) | ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。） | 一 |
| (451) | 長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (452) | 硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (453) | 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液 | 一〇 |
| (454) | 硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (401) | メタクリロニトリル | 一 |
| (402) | メチルアミン溶液（濃度が四十二重量パーセント以下のものに限る。） | 二五 |
| (403) | メチルアルコール | 二 |
| (404) | 二－メチル－六－エチルアニリン | 一 |
| (405) | 二－メチル－五－エチルピリジン | 一 |
| (406) | メチルシクロヘキサン | 一 |
| (407) | メチルシクロペンタジエン二量体 | 一 |
| (408) | メチルジエタノールアミン | 一 |
| (409) | アルファメチルスチレン | 二五 |
| (410) | 三－（メチルチオ）プロピオンアルデヒド | 二五 |
| (411) | Ｎ－メチル－二－ピロリドン | 二五 |
| (412) | メチルブチルケトン（メチルイソブチルケトンを除く。） | 二五 |
| (413) | メチルブテノール | 一 |
| (414) | 綿実油 | 一 |
| (415) | モノオレイン酸ポリオキシエチレンソルビタン（重合度が二十のものに限る。） | 一 |
| (416) | モルホリン | 一 |
| (417) | やし油 | 一 |
| (418) | やし油脂肪酸 | 一 |
| (419) | やし油脂肪酸メチルエステル | 一 |
| (420) | ラード | 一 |
| (421) | 酪酸 | 一 |
| (422) | 酪酸エチル | 一 |
| (423) | 酪酸ブチル | 一 |
| (424) | 酪酸メチル | 一 |
| (425) | ラクトニトリル溶液（濃度が八十重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇〇 |
| (426) | 落花生油 | 一 |
| (427) | ラテックス（安定剤として一重量パーセント以下のアンモニアを含むものに限る。） | 一 |
| (428) | 長鎖硫化アルキルフェノールカルシウム塩（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |
| (429) | 硫化アンモニウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (430) | 硫化アンモニウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液 | 一〇 |
| (431) | 硫化炭化水素（炭素数が三から八十八までのもの及びその混合物に限る。） | 一 |

| | | |
|---|---|---|
| (455) | 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (456) | 硫酸 | 二五 |
| (457) | 硫酸アルミニウム溶液 | 一〇 |
| (458) | 硫酸ジエチル | 二五 |
| (459) | 燐酸水素ジ―二―エチルヘキシル | 一 |
| (460) | 燐酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。） | 一〇 |
| (461) | 燐酸トリブチル | 一〇 |
| (462) | レジン油（蒸留物に限る。） | 二五 |
| (463) | ロジン | 一〇 |
| (464) | ワックス（パラフィンワックスを除く。） | 一〇 |
| 三 | Z類物質 | |
| (1) | アジポニトリル | ○ |
| (2) | アセト酢酸エチル | ○ |
| (3) | アセト酢酸メチル | ○ |
| (4) | アセトニトリル（濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。） | ○ |
| (5) | アセトン | ○ |
| (6) | アミノエチルエタノールアミン | ○ |
| (7) | アミノエチルエタノールアミン及びアミノエチルジエタノールアミンの混合溶液 | ○ |
| (8) | N―アミノエチルピペラジン | ○ |
| (9) | 二―（二―アミノエトキシ）エタノール | ○ |
| (10) | 二―アミノ―二―メチル―一―プロパノール | ○ |
| (11) | 亜硫酸水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (12) | アルキルアリールスルホン酸カルシウム（アルキル基の炭素数が十一から五十までのもの及びその混合物に限る。） | ○ |
| (13) | アルキルインダン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）、アルキルインデン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）及びアルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が十二から十七までのもの及びその混合物に限る。）の混合物 | ○ |
| (14) | アルキルフェニルプロポキシラート（アルキル基の炭素数が九から十五ま | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (432) | 硫化ナトリウム溶液（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。） | 一〇 |
| (433) | 硫酸 | 二五 |
| (434) | 硫酸アルミニウム溶液 | 一〇 |
| (435) | 硫酸ジエチル | 二五 |
| (436) | 燐酸水素ジ―二―エチルヘキシル | 一 |
| (437) | 燐酸トリトリル（オルト異性体を含むものに限る。） | 一〇 |
| (438) | 燐酸トリブチル | 一〇 |
| (439) | レジン油（蒸留物に限る。） | 二五 |
| (440) | ロジン | 一〇 |
| (441) | ワックス（パラフィンワックスを除く。） | 一〇 |
| 三 | Z類物質 | |
| | 令別表第一第三号イに掲げる物質 | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (15) | でのもの及びその混合物に限る。） | ○ |
| (16) | アルミノけい酸ナトリウム | ○ |
| (17) | 安息香酸ナトリウム | ○ |
| (18) | 硫黄 | ○ |
| (19) | イソプロピルアルコール | ○ |
| (20) | イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―イソブトキシペンチル | ― |
| (21) | エチルアルコール | ○ |
| (22) | 二―エチルブタンジニトリル及び二―メチルグルタロニトリルの混合物（二―エチルブタンジニトリルの濃度が十二重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (23) | エチレングリコールモノフェニルエーテル | ○ |
| (24) | エチレングリコールモノフェニルエーテル及びジエチレングリコールモノフェニルエーテルの混合物 | ○ |
| (25) | エトキシ化ポリエチレンイミン溶液（濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (26) | 塩化アンモニウム溶液（濃度が二十五重量パーセント未満のものに限る。） | ○ |
| (27) | 塩化カリウム溶液（濃度が二十六重量パーセント以上のものに限る。） | ○ |
| (28) | 硝酸マグネシウムの混合溶液 | ○ |
| (29) | 塩化コリン溶液 | ○ |
| (30) | 塩化ベンゼンスルホニル | ― |
| (31) | 塩化マグネシウム溶液 | ○ |
| (32) | 塩酸 | ○ |
| (33) | 塩素酸ナトリウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (34) | カプロラクタム及びその溶液 | ○ |
| (35) | ぎ酸イソブチル | ○ |
| (36) | ぎ酸カリウム溶液 | ○ |
| (37) | ぎ酸の混合物（ぎ酸ナトリウムの含有量が二十五重量パーセント以下であって、プロピオン酸の含有量が十八重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (38) | ぎ酸メチル | ○ |
| (39) | くえん酸（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| | 掘削用ブライン（塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まないものに限る。） | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (40) | 二―クロロプロピオン酸 | |
| (41) | 三―クロロプロピオン酸 | |
| (42) | グリコール酸溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (43) | グリシンナトリウム塩溶液 | ○ |
| (44) | グリセリン | ○ |
| (45) | グリセリンエトキシラート及びグリセリンプロポキシラートの混合物 | ○ |
| (46) | グリセリンエトキシラート、グリセリンプロポキシラート、スクロースエトキシラート及びスクロースプロポキシラートの混合物 | ○ |
| (47) | グリセリンプロポキシラート | ○ |
| (48) | グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント未満のものに限る。） | ○ |
| (49) | 酢酸 | ○ |
| (50) | 酢酸イソプロピル | ○ |
| (51) | 酢酸エチル | ○ |
| (52) | 酢酸ナトリウム溶液 | ○ |
| (53) | 酢酸ナトリウム、しゅう酸ナトリウム及びリグニン（木材から生成するものに限る。）の混合物 | ○ |
| (54) | 酢酸メチル | ○ |
| (55) | 酸化チタン | ○ |
| (56) | 酸化メシチル | ○ |
| (57) | 酸素含有脂肪族炭化水素 | ○ |
| (58) | シクロヘキサノン | ○ |
| (59) | 酒類 | ○ |
| (60) | 硝酸アンモニウム溶液（濃度が九十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (61) | 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液 | |
| | (イ) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液（遊離アンモニアの含有量が一重量パーセント未満のものに限る。） | ― |
| | (ロ) 硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液（遊離アンモニアの含有量が一重量パーセント未満のものを除く。） | ○ |
| (62) | 硝酸カルシウム溶液（濃度が五十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (63) | ジアセトンアルコール | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (64) | ジアルキルジフェニルアミン（アルキル基の炭素数が八又は九のもの及びその混合物に限る。） | ○ |
| (65) | ジイソプロパノールアミン | ○ |
| (66) | ジエチルエーテル | ○ |
| (67) | ジエチレングリコール | ○ |
| (68) | ジエチレングリコールジエチルエーテル | ○ |
| (69) | ジエチレングリコールジブチルエーテル | ○ |
| (70) | ジエチレントリアミン五酢酸五ナトリウム塩溶液 | ○ |
| (71) | 一・一―ジクロロエタン | ○ |
| (72) | ジプロピレングリコール | ○ |
| (73) | N・N―ジメチルアセトアミド及びその溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (74) | 二・二―ジメチルプロパン―一・三―ジオール及びその溶液 | ○ |
| (75) | 水酸化カルシウム | ○ |
| (76) | 水酸化マグネシウム | ○ |
| (77) | スルホン化ポリアクリル酸エステル溶液 | ○ |
| (78) | 炭酸エチレン | ○ |
| (79) | 炭酸ナトリウム溶液 | ○ |
| (80) | 炭酸ナトリウム及び硫化水素ナトリウムの混合溶液（炭酸ナトリウムの濃度が三重量パーセント以下のものであって、硫化水素ナトリウムの濃度が六重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (81) | 炭酸プロピレン | ○ |
| (82) | チオ硫酸アンモニウム溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (83) | テトラエチレングリコール | ○ |
| (84) | テトラエトキシシランのモノマー又はオリゴマー（濃度が二十重量パーセントのエタノール溶液に限る。） | ○ |
| (85) | テトラヒドロフラン | ○ |
| (86) | トリアセチルグリセリン | ○ |
| (87) | トリイソプロパノールアミン | ○ |
| (88) | トリエタノールアミン | ○ |
| (89) | トリエチレングリコール | ○ |
| (90) | トリプロピレングリコール | ○ |
| (91) | トリメチルアミン溶液（濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (92) | トリメチロールプロパンプロポキシ | ○ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (93) | ラート | | |
| (94) | ドデシルベンゼンナフタレンスルホン酸及びホルムアルデヒドの共重合体のナトリウム塩溶液 | ○ | ○ |
| (95) | 乳酸 | | |
| (96) | 尿素溶液 | | |
| (97) | ノルマルプロピルアミン | | |
| (98) | ノルマルヘプタン酸 | | |
| (99) | パラアルデヒド | | |
| (100) | 二―ヒドロキシ―四―（メチルチオ）酪酸 | ○ | ○ |
| (101) | ビニルエチルエーテル | | |
| (102) | ブチルアルコール | | |
| (103) | ブチレングリコール | | |
| (104) | ブレーキ液基剤（ポリアルキレングリコール（アルキレングリコールの炭素数が二又は三のものであって、重合度が二から八までのものに限る。）、ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキレングリコールの炭素数が二から十までのものであって、アルキル基の炭素数が一から四までのものに限る。）及びそれらのほう酸エステルの混合物に限る。） | ○ | ○ |
| (105) | ブロモクロロメタン | | |
| (106) | プロピレングリコール | | |
| (107) | プロピレングリコールフェニルエーテル | ○ | ○ |
| (108) | プロピレングリコールメチルエーテルアセタート | ○ | ○ |
| (109) | プロピレングリコールモノアルキルエーテル | ○ | ○ |
| (110) | ヘキサメチレンジアミンアジペート溶液（濃度が五十重量パーセントのものに限る。） | ○ | ○ |
| (111) | ヘキサメチレンテトラミン溶液 | | |
| (112) | 一・六―ヘキサンジオール（蒸留物を除く。） | ○ | ○ |
| (113) | ヘキシレングリコール | | |
| (114) | ペンチルアルコール | ○ | ○ |
| (115) | ホスホン酸トリエチル | ○ | ○ |
| (116) | ポリアクリル酸溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ | ○ |
| (117) | ポリアクリル酸ナトリウム溶液（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。） | ○ | ○ |

| | | |
|---|---|---|
| (118) | ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル（アルキル基の炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。） | ○ |
| (119) | ポリイソブチレンの酸無水物付加物 | |
| (120) | ポリエチレングリコール | ○ |
| (121) | ポリエチレングリコールジメチルエーテル | ○ |
| (122) | ポリエチレングリコールメチルブチニルエーテル（分子量が千を超えるものの及びその混合物に限る。） | ○ |
| (123) | ポリ塩化アルミニウム溶液 | ○ |
| (124) | ポリグリセリンナトリウム塩溶液（水酸化ナトリウムの含有量が三重量パーセント未満のものに限る。） | ○ |
| (125) | ポリプロピレングリコール | ○ |
| (126) | ポリ燐酸アンモニウム溶液 | ○ |
| (127) | 無水こはく酸アルケニル（アルケニル基の炭素数が十六から二十までのものの及びその混合物に限る。） | ○ |
| (128) | 無水酢酸 | |
| (129) | メタクリル酸及びメタクリル酸アルコキシポリ（オキシアルキレン）の共重合体のナトリウム塩水溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (130) | メタクリル酸ドデシル | ○ |
| (131) | メタクリル酸ブチル | ○ |
| (132) | メチルイソブチルケトン | ○ |
| (133) | メチルエチルケトン | ○ |
| (134) | N―メチルグルカミン溶液（濃度が七十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| (135) | メチルターシャリブチルエーテル | ○ |
| (136) | 二―メチルピリジン | ○ |
| (137) | 三―メチルピリジン | ○ |
| (138) | 四―メチルピリジン | ○ |
| (139) | メチルブチノール | ○ |
| (140) | 二―メチル―一・三―プロパンジオール | ○ |
| (141) | メチルプロピルケトン | ○ |
| (142) | メチルペンチルアルコール | ○ |
| (143) | メチルペンチルケトン | ○ |
| (144) | 三―メチル―三―メトキシブタノール | ○ |
| (145) | 三―メトキシ―一―ブタノール | ○ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四 | 有害でない物質 | 令別表第一の二第一号から第十八号までに掲げる物質 | ○ |
| | | (146) ラテックス（スチレン及びブタジエンの共重合体をカルボキシル化したもの並びにスチレンブタジエンゴムに限る。） | ○ |
| | | (147) リグニンスルホン酸アンモニウム溶液 | ○ |
| | | (148) リグニンスルホン酸カルシウム溶液 | ○ |
| | | (149) リグニンスルホン酸ナトリウム塩溶液 | ○ |
| | | (150) リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液 | ○ |
| | | (151) L－リジン溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| | | (152) 硫化アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が八から四十までのもの及びその混合物に限る。） | ○ |
| | | (153) 硫化脂肪（炭素数が十四から二十までのもの及びその混合物に限る。） | ○ |
| | | (154) 硫化水素ナトリウム溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。） | ○ |
| | | (155) 硫化ポリオレフィンアミドアルケンアミン（ポリオレフィン基の炭素数が二十八から二百五十までのもの及びその混合物に限る。） | ○ |
| | | (156) 硫酸アンモニウム溶液 | ○ |
| | | (157) 硫酸ナトリウム溶液 | ○ |
| | | (158) 燐酸 | ○ |
| | | (159) 燐酸水素アンモニウム溶液 | ○ |
| | | (160) 燐酸トリエチル | ○ |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 四 | 有害でない物質 | 令別表第一の二第一号から第十二号までに掲げる物質 | ○ |